

(規 111～115)

任意、中止

営 業 規 則

## 第 7 章 乗車変更等の取扱い

### 第 3 節 旅客の特殊取扱い

#### 第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払い戻し)

第 111 条 旅客は旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入  
鉄前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅  
客運賃の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は、別表第 9 号に定める手  
数料を支払うものとします。

(使用前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払い戻し)

第 112 条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用期間前の回数乗車  
券について準用します。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し)

第 113 条 旅客は旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで  
に、これを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃の払い戻しを請  
求することができます。この場合旅客は、別表第 9 号に定める手数料を支払うものとし  
ます。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは減少した人員に  
対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻すことがあります。

(旅行開始後の旅客運賃の払い戻し)

第 114 条 旅客が普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その  
乗車券が有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが 100 キロメー  
トルを超えるときに限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し既に支払った旅客運  
賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求すること  
ができます。この場合旅客は別表第 9 号に定める手数料を支払うものとします。また営  
業キロを計算する場合、連絡運輸となるものは通算して計算します。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず規則第 111 条の規定を  
適用します。

(不乗区間に対する旅客運賃の払い戻し)

第 115 条 旅客は乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し  
た場合の不乗区間については、旅客運賃の払い戻しを請求することはできません。

(規 116～118)

任意、中止

営 業 規 則

(使用開始後の回数旅客運賃の払い戻し)

第 116 条 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合その残余の券片に対する払い戻しはしません。

(使用開始後の定期旅客運賃の払い戻し)

第 117 条 旅客は定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は手数料として別表第 9 号に定める額を支払うものとします。

2 前項の計算については、払い戻しの請求の当日は経過日数に算入し、又は 1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算します。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算します。

(1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃。

(2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額。

(3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)

第 118 条 旅客は、旅行開始後、次の各号に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数 (30 日を限度とする) について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、別表第 9 号の手数料を支払うものとします。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類似する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき。

2 定期乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を使用する旅客は、前項の請求をすることができません。

3 旅客は第 1 項の規定により乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き医師の診断書等これを証明するにたりるものを呈示するものとします。

(規 118～119)

任意、中止

営 業 規 則

- 4 旅客が、第 1 項の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収します。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例)

第 119 条 発売日当日限り有効の乗車券を所持する旅客が、当日の最終の列車に乗り遅れた場合は、ただちに当該乗車券を係員に呈示して翌日までの有効期間の延長又は第 111 条の規定に準じて旅客運賃の払い戻しを請求することができます。